

令和6年第1回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その7）

堺 市 議 会



# 目 次

	頁
議員提出議案第 1 号 堺市議会事務局条例の一部を改正する条例……………	3
参考資料	
新旧対照表……………	5





## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第1号 堺市議会事務局条例の一部を改正する条例

#### 理由

議会事務局を議会のさらなる権能強化を支援する組織とするため、その名称を議会局に変更することとし、必要な改正を行うために本条例案を提案するものである。

## 堺市議会事務局条例の一部を改正する条例

堺市議会事務局条例（昭和36年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

### 堺市議会議会局設置条例

第1条の見出し中「事務局」を「議会局」に改め、同条中「事務局」の次に「として、議会局」を加える。

第2条及び第3条中「事務局職員」を「議会局の職員」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（堺市議会基本条例の一部改正）
- 2 堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第15条（見出しを含む。）中「議会事務局」を「議会局」に改める。  
（堺市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正）
- 3 堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項及び第13条第4項中「議会の事務局」を「議会局」に改める。



参考資料

## 新旧对照表



堺市議会事務局条例（昭和36年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>堺市議会事務局条例</u></p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第1条 堺市議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、事務局を置く。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 <u>事務局職員</u>の定数は、堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分等の取扱い）</p> <p>第3条 <u>事務局職員</u>の身分取扱い、給与については、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、堺市職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市議会議会局設置条例</u></p> <p>（議会局の設置）</p> <p>第1条 堺市議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、事務局として、<u>議会局</u>を置く。</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 <u>議会局の職員</u>の定数は、堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の定めるところによる。</p> <p>（職員の身分等の取扱い）</p> <p>第3条 <u>議会局の職員</u>の身分取扱い、給与については、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、堺市職員の例による。</p>

堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（<u>議会事務局</u>の機能強化）</p> <p>第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する<u>議会事務局</u>の機能強化に努めるものとする。</p>	<p>（<u>議会局</u>の機能強化）</p> <p>第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する<u>議会局</u>の機能強化に努めるものとする。</p>

堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 1～3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、<u>議会の事務局</u>の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（次に掲げるものを除く。以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 1～3 (略)</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>議会の事務局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 1～3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、<u>議会局</u>の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているもの（次に掲げるものを除く。以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第13条 1～3 (略)</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を<u>議会局</u>の特定の課又は職員に限るものとする。</p> <p>5 (略)</p>



令和6年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その7)

---

令和6年2月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号  
1-B2-23-0021

